

ひら
地域の未来を拓く農業へ！

「地域計画」を策定しました

皆さまのご協力により、令和7年3月に市内80地域において「地域計画」を策定することができました。

計画の策定にあたり、ご協力をいただきました農会長さまをはじめ地域の皆さま、関係機関の皆さまには、心より感謝とお礼を申し上げます。

地域計画は将来（概ね10年後）の農地利用の姿を示す目標となります。目標の達成に向けて、農地の効率的かつ総合的な利用を推進してまいります。

また、今後も必要に応じた見直し等を行ってまいりますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、地域計画が未策定の地域につきましては、策定に向けて引き続き取組を進めてまいります。

《地域計画の策定状況》

	対象地域数	策定済地域数
三田地区	6	6
三輪地区	14	11
広野地区	22	21
小野地区	4	4
高平地区	14	14
藍地区	11	10
本庄地区	16	14
合計	87	80

（令和7年3月31日 現在）

なお、策定した地域計画の詳細は、市ホームページにてご確認ください。






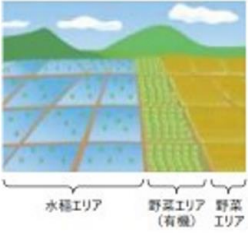

三田市「地域計画」HP



三田市、三田市農業委員会、兵庫六甲農業協同組合、
兵庫県 阪神農林振興事務所、兵庫県 阪神農業改良普及センター、
ひょうご農林機構 阪神農地管理事務所（農地バンク）

地域計画の変更が必要な場合

地域計画は、以下のような場合に変更する必要があります。 ※農林水産省 地域計画変更マニュアル参照

農業上の利用 (事後の変更可)	地域の農業の将来の在り方等	<ul style="list-style-type: none"> 地域計画の特例（農業経営基盤強化促進法第2条の3）の活用及び変更 区域や目標、必要な措置等の必須項目の変更 (例) <ol style="list-style-type: none"> 担い手に対する農用地の集積に関する目標等の変更 区域の農用地等面積の増減（区域の変更） 
	農業を担う者	<ul style="list-style-type: none"> 新たに担い手や参入企業などを目標地図に位置付け <p>→目標地図に位置付けられていない者が一時的に耕作する場合は変更不要</p> 
	農業用施設	<ul style="list-style-type: none"> 農業用施設用地を新たに目標地図に位置付け 
	軽微な変更	<ul style="list-style-type: none"> 地域の名称や地番、法人化、相続により生じた変更 実質的な変更を伴わない変更 (例) <ol style="list-style-type: none"> 作物や有機農業エリア設定などの農地利用方針の変更 任意記載事項の変更 基盤整備や地籍調査による面積変更 田畑転換 経営規模が変わらない個人経営体の法人化など <p>→地域計画案の意見聴取・公告を省略可能</p> 
農業外の利用 (事前の変更要)	農地の転用	<ul style="list-style-type: none"> 公共用地や農家住宅等に供するための転用 <p>→農振除外・転用許可手続きの前に地域計画を変更</p> <p>※一時転用の場合は変更不要</p> 

地域計画の変更スケジュール

① 地域計画事後の変更

- 農業上の利用に該当するものは、年1回調査等を行い地域計画や目標地図に反映させる予定です。（時期については改めて通知いたします）

② 地域計画事前の変更

- 農業外の利用に該当するものは、関係機関への意見聴取や公告・縦覧の手続きを経る必要があるため、申出から公告まで2か月から3か月程かかります。
- 問い合わせ先（農業委員会事務局 079-559-5178、農業振興課 079-559-5089）

